

(資料1)

営業条件・運営条件書

1. 営業内容に関する条件について

(1) 開業日・営業日・営業時間

開業日 令和6年4月末までに開業すること。

営業時間 午前7時から午後10時までの範囲

休業日 事業者の提案を受け美馬観光ビューローと協議し決定する。

(2) 実施体制

- ・従業員は、公共施設での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なりで業務にあたり、利用者に対して誠意ある接客対応を行うこと。
- ・利用者からの要望、クレームに対しては、誠意を持って対応し、重要な内容とその対応状況は、美馬観光ビューローに対して報告すること。
- ・従業員の地元雇用や地元の食材等の使用など、地域への貢献に配慮すること。
- ・美馬観光ビューローが実施する自主企画事業やイベント、大規模災害時における協力など、施設運営に協力すること。
- ・万一事故が発生した場合、事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うこと。

(3) 飲食営業の許可等の取得

- ・飲食営業に関して必要な許可等は事業者が取得し、美馬観光ビューローに報告を行うこと。なお、これに必要な費用は事業者が負担すること。

(4) 再委託の禁止

- ・事業者は協定に基づく全部または一部について、第三者に譲渡・転貸または担保に供する等一切の行為をすることはできない。
- ・また、第三者への再委託による運営も禁止する。

(5) 協定期間満了・解除時の留意事項

- ・事業者は、運営委託協定期間が終了した時は、直ちに自己の費用により原状回復をすること。（協定解除の場合も同様）
- ・事業者は、什器・機器等の買い取り並びに必要な費及び有益費の償還等の請求を行うことはできない。（協定解除の場合も同様）
- ・協定期間終了、協定解除の際は、次の事業者への引継ぎに全面的に協力すること。

(6) 損害賠償

- ・事業者は、業務の遂行にあたって、第三者または美馬観光ビューローに損害を与えた場合、事業者の責任において賠償しなければならない。
- ・保健所、消防署等の行政指導により、美馬観光ビューローが事業者に対して業務の停止を命じたときは、事業者は直ちに従うこと。また、事業者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできない。
- ・事業者は生産物賠償責任保険に加入し、当該保険証書の写しを美馬観光ビューローに提出すること。

(7) その他

- ・看板や案内板を設置する場合、美馬観光ビューローに事前協議し、承認を得ること。
- ・施錠管理は、美馬観光ビューローから指示を受けた方法によること。
- ・食材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物等の搬出は、美馬市観光交流センター利用者に影響のないよう配慮し、美馬観光ビューローから指示を受けた方法によること。
- ・施設内における喫煙は、禁止とする。
- ・衛生管理等を徹底するとともに、営業に伴い生じる廃棄物は、適切に管理、処分すること。
- ・施設内及びその周辺を清潔に保ち、施設の美観、衛生環境を損なわないようにすること
- ・施設内の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が美馬観光ビューローからあった場合は、全面的に協力すること。
- ・その他、営業に際し必要な事項が発生した場合は、都度美馬観光ビューローと協議すること。
- ・以下に該当するときは、取り消し、又は変更することがある。
 - ア 天変地異等により営業場所が使用不能になったとき
 - イ 事業者が協定条件に違反をしたとき
 - ウ 事業者が応募者の資格を失ったとき
 - エ 美馬市が美馬観光ビューローに対する美馬市観光交流センターの指定管理者の指定を取り消す等の場合

2. 運営条件について

(1) 施設使用料の支払い

- ・施設使用料として、下記のとおり美馬観光ビューローあてに支払うこと。

	支払頻度	金額
施設使用料	月次	[毎月売上げの10%の額 (消費税含む)]

・納付時期及び方法

施設使用料は、当該月の翌月末までに、美馬観光ビューローが指定する口座に振り込むこと。

(2) 備品等調達、修繕費用

- ・施設内に新たに設置する厨房機器・照明等の設備・業務に必要な用度品に関する費用は、事業者の負担とする。また、当初から備え付けされた設備・備品等に関する維持管理、修繕費用については、消防用設備を除き事業者の負担とする。
- ・なお、当初から備え付けされた設備・備品等について、修繕・更新等する場合は、美馬観光ビューローに事前協議し、承認を得ること。

(3) 経費負担区分

- ・以下については、事業者が負担することとする。
 - ①光熱水費（電気・上水道）
 - ②清掃費
 - ③店内・厨房等の消毒費（害虫・ネズミ駆除費用等）
 - ④消耗品費、電話料等
 - ⑤営業に必要な什器備品等の調達費用
 - ⑥内装及び厨房設備等の修繕費

(4) その他

- ・保証金は免除する。
- ・毎月の売上金や利用者数など定期的な報告事項を遵守すること。
- ・備え付けの厨房、設備、備品等の使用料については、前記（1）の施設使用料に含むものとする。z